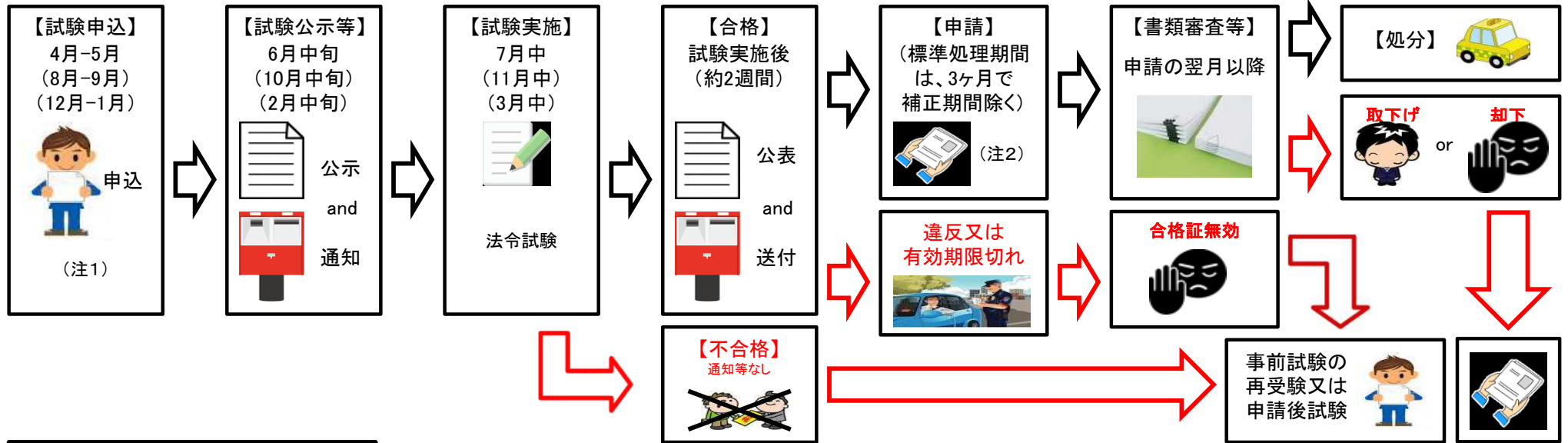
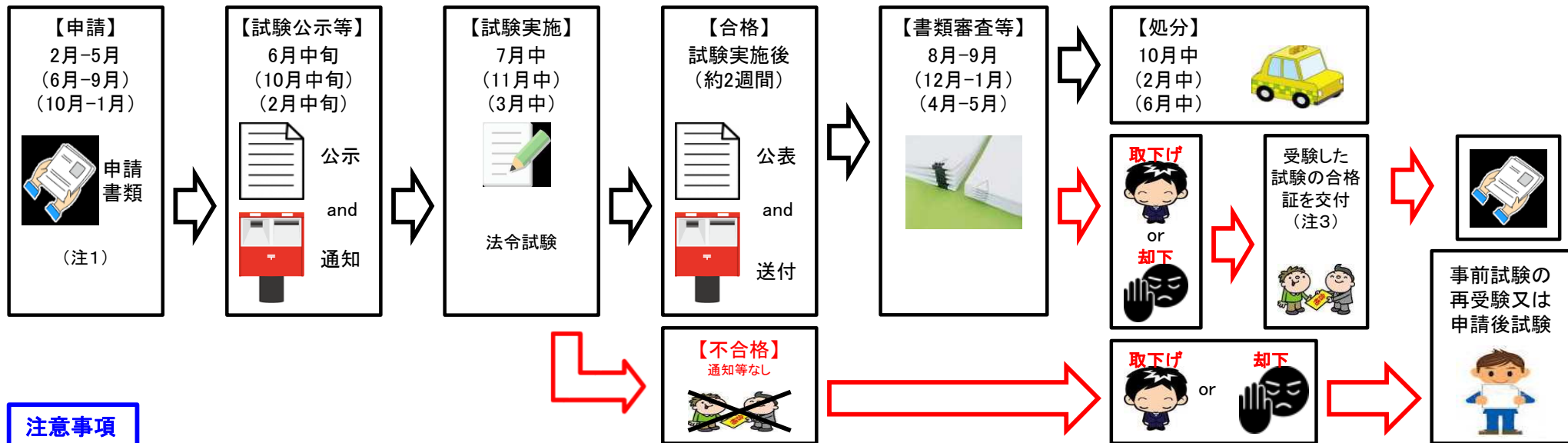


個人タクシーの申請等の流れについて(譲渡譲受認可申請)

事前試験 ※65歳未満(注2)



申請後試験 ※65歳となる前日まで



注意事項

(注1)平成14年1月18日付け制定 近運旅二公示第6号「個人タクシー事業の許可等に係る試験の実施について」のⅡ. 事前試験1. 受験者の資格要件(3)は、平成14年1月18日付け制定 近運旅二公示第3号「個人タクシー事業の許可、譲渡譲受認可及び相続認可等申請に関する審査基準について」Ⅰ. 3. 運転経歴等に適合していることが受験の資格要件です。

(注2)個人タクシー合格証の有効期限は最大2年とし、合格時点(公表等)で63歳に至っている方は有効期限が2年未満となります。

(注3)申請後試験に合格された方で、取下げまたは却下となる場合は、当該受験した試験の合格証を交付します。ただし、有効期限の起算日は当該試験の合格日からとなります。

※譲渡譲受認可申請の場合、処分(認可)となるまでに譲渡人の許可等の期限が満了した場合は認可となりませんので、事前にご相談をお願いします。